

令和8年度鳥取県内企業等の男性育休取得促進支援業務プロポーザルに係る審査要領

1 目的

この要領は、令和8年度鳥取県内企業等の男性育休取得促進支援業務（以下「本業務」という。）の実施を希望する団体が提出した企画提案書等（以下「提案書」という。）を比較検討し、提案者の順位付けを行うために必要な審査方法等を定めるものとする。

2 審査会の設置

- (1) 提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため「鳥取県公募型プロポーザル方式受託者選定等審査会（令和8年度鳥取県内企業等の男性育休取得促進支援業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、審査員3名をもって構成する。

3 審査基準等

- (1) 審査員は、提案書の内容を次表により評価する。

区分	審査項目	審査基準	評価基準点	ウェイト	配点
内容	セミナーの内容	①目的に沿った企画で、企業等が男性育休取得促進の知識・手法を習得するうえで効果的な内容を提案しているか。 (取扱事項、参加企業等の意欲喚起、参加企業等間の相乗効果、知識・手法の定着、目標設定など)	5	×4	20
		②講師に対応する専門家や進行役の選定は適切か。	5	×1	5
		③企業等の参加意欲の喚起、参加企業等の意識醸成、受講意欲の維持、自主的な取組につなげる方法を提案しているか。	5	×3	15
	助言の内容	①専門家の選定、支援体制は適切か。	5	×3	15
		②想定している助言の内容は充実しているか。 (支援企業等数・時間、助言方法・内容など)	5	×1	5
		③支援先企業等の男性育休に対する意識醸成や課題整理につながる方法を提案できるか。	5	×3	15
全体	業務遂行能力	①目的や事業について理解しているか。	5	×1	5
		②本業務を実施するための適切な能力と体制を備えているか。 (支援体制が適切か、事業全体のスケジュール管理ができるか、など)	5	×1	5
		③男性育休取得促進や多様な働き方に関するコンサルティングの実績及び成果があるか。	5	×1	5
	県内企業配慮措置	①鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有しているか（ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限り加点する）	5	×1	5
	個人情報の漏えい等の有無	①過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。（ただし、発生がある場合に限り減点する）	△5	×2	△10
見積価格	価格点	【計算式】 $\text{配点} \times \left(1 - \frac{\text{当事業者の見積額} - \text{最も低い見積額}}{\text{鳥取県の予算額}} \right)$ ※鳥取県の予算額を超える見積額は無効とする。			5

- (2) 各審査員は、(1)の各項目（価格点を除く。）について、次の基準により評価し、ウェイトの割合を掛け合わせた点数を算出し、価格点を加えてその合計点（以下「評価採点」という。）を令和8年度鳥取県内企業等の男性育休取得促進支援業務プロポーザル審査票（別紙）の所定欄に記入した上で、順位付けを行う。

評価基準点	判断基準
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや不十分
1	不十分又は審査不能

- (3) (2)により各審査員の付した評価採点を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する。ただし、(1)の各項目について、審査員の過半数が評価基準点を「1」と評定した項目のある団体は、順位付けを行わないものとする。
- (4) 同位の者が2以上あるときは、審査員の多数決で順位を決定する。